

議案第9号

佐倉市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

佐倉市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(佐倉市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 佐倉市税賦課徴収条例(昭和34年佐倉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号及び第34条の5第1項第1号」に改める。

第31条第2項の表中「以下この表及び第4項において同じ。)を」を「以下同じ。)を」に改める。

第34条の4中「100分の6.0」を「100分の8.4」に改める。

第34条の5を次のように改める。

(法人税割の課税の特例)

第34条の5 次の各号に掲げる法人等(法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。)に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額が1億円以下である法人、資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 8.4分の2.4

(2) 資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人 8.4分の1.2

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資

本金等の額とする。

(佐倉市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐倉市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年佐倉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第23条第3項の改正規定中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の佐倉市税賦課徴収条例第34条の4及び第34条の5の規定は、この条例の施行の日（前条本文に規定する施行の日をいう。以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人税割額の計算について適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人税割額の計算及び施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行

日前に開始した連結事業年度を含む。)に係る法人税割額の計算は、なお従前の例による。